

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置等に伴う税関の対応について 平成 18 年 10 月の北朝鮮による核実験実施を受けた国連安全保障理事会決議第 1718 号（平成 18 年 10 月 14 日採択）に基づき、同年 11 月 15 日より、北朝鮮に対する奢侈品の輸出禁止措置が実施されており、また、平成 21 年 5 月 25 日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、同年 6 月 18 日から北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止措置が実施されている。 また、平成 28 年 1 月 6 日の北朝鮮による核実験の実施及び同年 2 月 7 日の弾道ミサイルの発射等を踏まえ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、同年 2 月 19 日の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置について」において、北朝鮮に対する支払について、原則禁止することが決定され、同年 2 月 26 日より実施されている。 更に、国連安全保障理事会決議第 2270 号（平成 28 年 3 月 3 日採択）に基づき、同年 3 月 11 日より北朝鮮の核関連計画等の目的での貴金属の輸出が禁止されている。 これらの措置については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、本年 4 月 9 日の閣議において、引き続き 2 年間継続することが決定されたところである。また、これを受け、実施のための政令の公布及び関係大臣による告示が行われ、本日施行することとされたところである。 税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添 1）及び国際局長からの通知（別添 2 及び別添 3）を踏まえ、関係官庁と連携を密にし、引き続き、輸出禁止措置等の実効性の確保に努めるため、下記により所要の取締りを実施されたい。 なお、この通達の実施に伴い「北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置等に伴う税関の対応について」（平成 29 年 4 月 12 日財関第 505 号）は、廃止する。 記 1. 業務通関における留意事項	北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置等に伴う税関の対応について 平成 18 年 10 月の北朝鮮による核実験実施を受けた国連安全保障理事会決議第 1718 号（平成 18 年 10 月 14 日採択）に基づき、同年 11 月 15 日より、北朝鮮に対する奢侈品の輸出禁止措置が実施されており、また、平成 21 年 5 月 25 日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、同年 6 月 18 日から北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止措置が実施されているところであり、税関においては、これらの措置の実効性を確保する観点から、所要の取締りを実施してきたところである。 平成 28 年 1 月 6 日の北朝鮮による核実験の実施及び 2 月 7 日の弾道ミサイルの発射等を踏まえ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、2 月 19 日の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置について」において、北朝鮮に対する支払について、原則禁止することが決定され、2 月 26 日より実施されたところである。 更に、国連安全保障理事会決議第 2270 号（平成 28 年 3 月 3 日採択）に基づき、3 月 11 日より北朝鮮の核関連計画等の目的での貴金属の輸出が禁止されたところである。 これらの措置については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、本年 4 月 7 日の閣議において、引き続き 2 年間継続することが決定されたところである。また、これを受け、実施のための政令の公布及び関係大臣による告示が本日行われ、同日施行することとされたところである。 税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添 1）及び国際局長からの通知（別添 2 及び別添 3）を踏まえ、関係官庁と連携を密にし、輸出禁止措置等の実効性の確保に努めるため、下記により所要の取締りを実施されたい。 なお、この通達の実施に伴い「北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置に伴う税関の対応について」（平成 28 年 3 月 11 日財関第 316 号）は、廃止する。 記 1. 業務通関における留意事項

改正後	改正前
人道目的等に該当するものを除き、北朝鮮を仕向地とする輸出は認められないことから、申告内容の十分な把握に努め、経済産業省と緊密に連携し、当該輸出禁止措置の実効性を確保すること。 更に、第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出がなされることのないよう、周辺国等へ輸出される貨物については、関係機関との情報交換を密にし、必要に応じ契約書等の関係書類の確認を行うなど、厳正な審査・検査を実施すること。 また、通関業者等への当該輸出禁止措置の周知に努めるとともに、実効性の確保について協力を要請すること。 なお、北朝鮮向けに国際郵便により送付される貨物についても、輸出貿易管理令第4条（特例）に該当する場合を除き、当該輸出禁止措置の対象となるので、留意すること。 2. 旅具通関における留意事項 船舶及び航空機の乗組員の携帯品及び別送品については、輸出貿易管理令別表第2の2に掲げる貨物（奢侈品）を輸出しようとする場合、規制の対象となることから、北朝鮮の港に寄港することが予想される船舶の乗組員が奢侈品を携帯輸出しようとする際には、仕向地の確認を厳正に行うこと。 また、旅客の携帯品については、輸出貿易管理令第4条（特例）により特例扱いとなるが、無償の商品見本及び宣伝用物品の輸出については、規制の対象とされていることに留意するとともに、旅客の携帯品に偽装した不正輸出等に対応するため、関係機関、船会社及び航空会社等との情報交換を密にし、必要に応じ出国者の携帯品に対する厳正な取締りを実施すること。 3. 貴金属又は支払手段等の輸出許可事務における留意事項 税関における貴金属又は支払手段若しくは証券（以下「支払手段等」という。）の輸出許可事務については、「貴金属の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」（平成18年11月14日財国第3363号）及び「支払手段等の輸出入の許可事務の処理要領について」（平成21年7月7日財国第2466号）に基づき実施しているところであるが、許可申請された場合の許可又は不許可の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。 また、貴金属又は支払手段等の輸出であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行うものは、外国為替及び外国貿易法第19条第1項及び第2項に基づく財務大臣の許可が必要となるので、中国等の周辺国を仕向地とする貴金属又は支払	人道目的等に該当するものを除き、北朝鮮を仕向地とする輸出は認められないことから、申告内容の十分な把握に努め、経済産業省と緊密に連携し、当該輸出禁止措置の実効性を確保すること。 更に、第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出がなされることのないよう、周辺国等へ輸出される貨物については、関係機関との情報交換を密にし、必要に応じ契約書等の関係書類の確認を行うなど、厳正な審査・検査を実施すること。 また、通関業者等への当該輸出禁止措置の周知に努めるとともに、実効性の確保について協力を要請すること。 なお、北朝鮮向けに国際郵便により送付される貨物についても、輸出貿易管理令第4条（特例）に該当する場合を除き、当該輸出禁止措置の対象となるので、留意すること。 2. 旅具通関における留意事項 船舶及び航空機の乗組員の携帯品及び別送品については、輸出貿易管理令別表第2の2に掲げる貨物（奢侈品）を輸出しようとする場合、規制の対象となることから、北朝鮮の港に寄港することが予想される船舶の乗組員が奢侈品を携帯輸出しようとする際には、仕向地の確認を厳正に行うこと。 また、旅客の携帯品については、輸出貿易管理令第4条（特例）により特例扱いとなるが、無償の商品見本及び宣伝用物品の輸出については、規制の対象とされていることに留意するとともに、旅客の携帯品に偽装した不正輸出等に対応するため、関係機関、船会社及び航空会社等との情報交換を密にし、必要に応じ出国者の携帯品に対する厳正な取締りを実施すること。 3. 貴金属又は支払手段等の輸出許可事務における留意事項 税関における貴金属又は支払手段若しくは証券（以下「支払手段等」という。）の輸出許可事務については、「貴金属の輸出又は輸入の許可事務の処理要領について」（平成18年11月14日財国第3363号）及び「支払手段等の輸出入の許可事務の処理要領について」（平成21年7月7日財国第2466号）に基づき実施しているところであるが、許可申請された場合の許可又は不許可の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。 また、貴金属又は支払手段等の輸出であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行うものは、外国為替及び外国貿易法第19条第1項及び第2項に基づく財務大臣の許可が必要となるので、中国等の周辺国を仕向地とする貴金属又は支払

改正後	改正前
手段等の輸出申告があった場合及び税関の検査において貴金属又は支払手段等を発見した場合は、貴金属又は支払手段等の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。 4. 北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置における留意事項 北朝鮮に対する支払について、原則禁止とする措置が実施<u>されている</u>ことから、北朝鮮向けの国際郵便物に係る税関の検査において、郵便物の中から現金等を発見した場合は、支払の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、厳正に取り扱うこと。 5. 厳格な法執行 北朝鮮への輸出禁止措置の実効性を確保するためには、第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出の防止が重要であることから、関係部門が緊密に連携し、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には、厳正に対処すること。 また、関係官庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携、通関業者、船舶代理店等の関係業者からの情報収集について、より一層の充実を図ること。	手段等の輸出申告があった場合及び税関の検査において貴金属又は支払手段等を発見した場合は、貴金属又は支払手段等の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。 4. 北朝鮮向けの支払を原則禁止とする措置における留意事項 北朝鮮に対する支払について、原則禁止とする措置が実施<u>された</u>ことから、北朝鮮向けの国際郵便物に係る税関の検査において、郵便物の中から現金等を発見した場合は、支払の禁止措置の該非の判断など、その事務処理に際しては、厳正に取り扱うこと。 5. 厳格な法執行 北朝鮮への輸出禁止措置の実効性を確保するためには、第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出の防止が重要であることから、関係部門が緊密に連携し、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には、厳正に対処すること。 また、関係官庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携、通関業者、船舶代理店等の関係業者からの情報収集について、より一層の充実を図ること。